

一般社団法人大分県産業資源循環協会
会長 矢野 真一郎 殿

大分県生活環境部循環社会推進課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

上記のことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴协会会员への周知にご協力くださるようお願いいたします。

記

1 通知の概要

(1) 各種ガイドラインの取扱いについて

「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」については、一律に実践を求めるものではなく、今後も産業廃棄物処理に関係する各主体が感染症対策に取り組む上で参考にされたい。

(2) 通知および事務連絡の取扱いについて

産業廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等に係る届出について整理した通知は、廃止する。

新型コロナウイルス感染症に関わらず産業廃棄物処理事業継続計画の策定等による事業継続のための取り組みについては、災害への平時の備えとしても重要であることから、引き続き必要な取組を実施されたい。

(3) 新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第7条の8第1項第7号及び同条第3項において、新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管の上限を拡大する旨規定しているが、5類感染症は、新型インフルエンザ等に含まれないため、上記規定の適用がなくなること留意すること。

(担当)

計画・調整班 荒金、酒盛
TEL:097-506-3128
FAX : 097-506-1748
E-mail:a13410@pref.oita.lg.jp